3　試験の種類等
⑴　試験の種類
試験は、必須問題に関する試験、学説に関する試験及び実地に関する試験に分けて行う。
⑵　試験の科目
必須問題に関する試験、学説に関する試験及び実地に関する試験のいずれも獣医学全般について出題する。なお、具体的な出題対象範囲は、獣医師国家試験出題基準（令和７年３月３日獣医事審議会決定）による。
⑶　試験の出題数
必須問題に関する試験は50問、学説に関する試験は160問、実地に関する試験は120問とし、合計で330問とする。
⑷　試験の方法
必須問題に関する試験、学説に関する試験及び実地に関する試験のいずれも筆答による多肢選択方式（マークシート）による。
4　受験資格
⑴　現行の大学の獣医学の正規の課程（６年制）を修めて卒業した者（令和９年３月31日までに卒業すると見込まれる者を含む。）
⑵　昭和53年４月１日から昭和59年３月31日までに大学に入学して獣医学の正規の旧課程（４年制）を修めて卒業した者であって、大学院において獣医学の修士の課程を修了した者
⑶　大学の獣医学の正規の旧課程（４年制）を修めて昭和28年３月から昭和53年３月までに卒業した者
⑷　昭和53年３月31日以前に大学に在学していた者であって、大学の獣医学の正規の旧課程（４年制）を修めて昭和53年４月１日以降に卒業した者
⑸　外国の獣医学校を卒業し、又は外国で獣医師の免許を得た者であって、獣医事審議会が獣医師法第12条第１項第１号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者
⑹　獣医師国家試験予備試験に合格した者
⑺　学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第３条第１項の規定により旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学として存続した学校であって獣医師免許審議会が認めたものの農学部獣医学科を昭和26年３月以降に卒業した者又は同項の規定により旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校として存続した学校であって獣医師免許審議会が認めたものの獣医学科を昭和26年３月に卒業し、かつ、その学校の専攻科１年の課程を修め、これを昭和27年３月までに卒業した者
⑻　獣医師法附則第６項、第７項若しくは第18項又は旧獣医師法（大正15年法律第53号）第１条の規定により獣医師の免許を受けた者であって、４年以上獣医師としての経験がある者
5　受験手続
⑴　提出書類等
①　全ての受験者が提出する必要があるもの
ア　受験願書
別記様式により作成すること。
イ　写真
出願前６か月以内に撮影した正面、無帽、無背景で、顔が鮮明に写っている縦45ミリメートル、横35ミリメートルの写真（裏面には氏名を記入すること。）を２枚用意し、１枚を受験願書の所定位置に貼り付け、他の１枚を受験票用として同封すること。受験願書用と受験票用の写真は同一のものとすること。
ウ　返信用封筒
市販の長形３号の封筒（縦23.5センチメートル、横12センチメートル）を使用し、表面に、受験票の送付先の郵便番号及び宛先（宛名に様まで記入）を記載すること（返信用切手は不要）。
②　４の⑴に該当する者が提出する必要があるもの
卒業証明書（受験願書の提出期限までに卒業証明書の提出ができない者にあっては卒業見込証明書。この場合においては、令和９年２月８日（月曜日）までに、卒業証明書又は卒業決定証明書を追加で提出すること。）
③　４の⑵に該当する者が提出する必要があるもの
卒業証明書及び修了証明書
④　４の⑶に該当する者が提出する必要があるもの
卒業証明書
⑤　４の⑷に該当する者が提出する必要があるもの
卒業証明書及び昭和53年３月31日以前に大学に在学していたことを当該大学が証明する書類（在学していた時期、学部名及び学科名も併せて記載すること。）
⑥　４の⑸に該当する者が提出する必要があるもの
獣医師国家試験受験資格の認定書の写し
⑦　４の⑹に該当する者が提出する必要があるもの
獣医師国家試験予備試験合格証の写し
⑧　４の⑺に該当する者が提出する必要があるもの
卒業証明書
⑨　４の⑻に該当する者が提出する必要があるもの
獣医師免許証の写し
⑵　受験手数料
①　受験手数料は、13,900円とする。
②　受験手数料の納付は、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼り付けることにより行うこと。この場合、収入印紙は、消印しないこと。
③　提出書類等を受理した後は、受験手数料は返還しない。
⑶　提出書類等の受付期間及び提出場所
①　提出書類等の受付期間は令和８年12月14日（月曜日）から令和８年12月31日（木曜日）までとする。
②　封筒の表面に「獣医師国家試験受験願書在中」と朱書し、簡易書留郵便等その引受け及び配達が記録される方法により、郵便番号100―8950　東京都千代田区霞が関１丁目２番１号　農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課内獣医事審議会事務局宛てに送付すること。この場合においては、令和８年12月31日（木曜日）までの通信日付印のあるものに限り、受け付ける。
⑷　必要書類を提出する際の注意
４の⑴に該当する者が卒業見込証明書を提出した場合において、令和９年２月８日（月曜日）までに卒業証明書又は卒業決定証明書を追加で提出しないときは、受験を認めない。
⑸　受験票の交付
受験票は、令和９年２月５日（金曜日）までに送付する。送付されなかった場合は、獣医事審議会事務局（農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課、電話番号03―3502―8111（代表）内線4530）まで連絡されたい。
6　合格者の発表
試験の合格者は、令和９年３月11日（木曜日）午前10時に農林水産省ホームページの報道発表資料のページ（https://www.maff.go.jp/j/press/index.html）にその受験番号を掲示して発表する。
7　その他
⑴　やむを得ない事由が生じたときは、試験の場所若しくは期日を変更し、又は試験を中止することがある。その場合は、その旨を公示し、又は通知する。
⑵　視覚障がい、聴覚障がい、音声機能又は言語機能の障がいを有する者、肢体不自由である者、その他配慮が必要な者等であって受験を希望する者は、令和８年11月13日（金曜日）までに獣医事審議会事務局（農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課、電話番号03―3502―8111（代表）内線4530、電子メールアドレス：vet_kokushi@maff.go.jp）に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障がいの状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。
⑶　既に大学を卒業している者が大学を経由して受験申請する場合は、獣医学課程を修めて卒業した大学経由の場合に限り、受け付ける。